

摂津市「ごみガイドブック」官民協働発行业者募集要綱

1 募集の趣旨

摂津市（以下「市」という。）では、ごみの減量化及び資源化を推進するとともに、市民がごみの分別方法や排出ルール等を正しく理解し、適切にごみを排出できるよう、ごみの分別区分、収集日、出し方、各種手続等に関する情報を分かりやすく掲載した摂津市「ごみガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を発行するに当たり、市と協働で発行する民間事業者等（以下「協働発行业者」という。）を選定するためのプロポーザルを次のとおり実施する。

2 業務概要

（１）事業名称

摂津市「ごみガイドブック」官民協働発行业者

（２）業務内容

別紙仕様書のとおり

（３）費用負担

制作から納品まで発行に要する一切の費用は、協働発行业者が負担するものとする。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人であること。（個人での応募はできない。）

- ① 過去３年以内に地方自治体の業務に関するガイドブックを地方自治体と協働発行し、地方自治体の経費負担を低減させた実績を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ③ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続の適用を受けていない者であり、かつ再生手続又は更生手続の開始の申立てをしていない者であること。
- ④ 本事業の公募開始日から協定締結日まで、本市から指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制下にある団体でないこと。
- ⑥ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。
- ⑦ 協働する事務を適正かつ確実に実施するに足りる事業規模を有しており、かつ経営状況及び財務状況が良好であること。

4 スケジュール

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年9月1日(火) |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年9月7日(月) 午後5時(必着) |
| (3) 質問書に対する回答 | 令和8年9月11日(金) |
| (4) 参加申込、及び提案書等提出期限 | 令和8年10月2日(金) 午後5時(必着) |
| (5) 選定結果通知 | 令和8年10月20日(火)以降 |
| (6) 協定書の締結 | 令和8年11月中旬(予定) |

5 本プロポーザルに関する質問の受付と回答

- (1) 質問受付期限
令和8年9月7日(月) 午後5時(必着)
- (2) 提出書類
質問書(様式1)
- (3) 提出方法・提出先
原則電子メールで、生活環境部 環境業務課 担当 大橋 に提出
E-mail : kankyou-gyoumu@city.settsu.osaka.jp
- (4) 質問書に対する回答
令和8年9月11日(金)までに、提出された質問に対する回答(様式2)を、電子メールで全ての参加申込者に送付

6 参加申込手続

- (1) 参加申込受付期限
令和8年10月2日(金) 午後5時(必着)
- (2) 参加申込に必要な書類
 - ア 参加申込書(様式3) 1部
 - イ 提案書(様式は任意、原則としてA4判とし縦置き横書きとする(図面等についてはA3判とし、折り込むことは可)) 8部
 - ウ 履歴事項全部証明書の写し ※発行後3か月以内のもの 1部
 - エ 消費税及び地方消費税の未納がないことの納税証明書(その3の3)の写し
※発行後3か月以内のもの 1部
 - オ 会社概要(任意様式または既存のパンフレット) 8部
 - カ 同種または類似業務の実績を確認できる資料(実績一覧表等) 8部
- (3) 提案書に記載すべき事項
 - ア 協働発行事業についての考え方・方針
 - イ 冊子構成案
 - ウ 誌面デザイン
※他自治体と協働事業で作成した同種冊子のデザインサンプルでも可
 - a 表紙ページ
 - b 本文ページ

- エ ガイドブックの仕様
 - a 総ページ数及び広告スペースの割合
 - b 刷り色
 - c 製本
 - d 紙質
- オ 事業スケジュール（納品完了までのスケジュール）
- カ 業務実施体制
- キ 広告掲載予定数及び広告募集計画（募集手順等）
- ク その他PR資料

（４）その他

- ア 提案書提出後の差し替え・修正は原則として認めない。
- イ 提案書の提出は、１提案者につき１件とする。

7 協働発行事業者の選定

（１）選定方法

公募型プロポーザル方式とする。市は、本業務に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、評価項目及び評価基準等に基づき提案書類の書類審査を行い総合的に評価し、最も得点が高い者を協働発行事業者として決定する。

委員会は非公開とする。また、審査経過等に対する問い合わせ及び審査結果に対する異議申立てには応じない。

（２）評価項目、評価基準及び配点

評価項目、評価基準及び配点（委員長１名及び委員５名、各１００点満点）は次のとおりとする。最上位者の合計点数が同点となった場合は、委員長及び委員の多数決による。参加者が一者であっても委員会は実施するものとし、この場合、合計点数が３６０点に満たないときは協働発行事業者を選定しないものとする。

ア 協働事業への理解度・積極性及び類似業務取扱実績（２５点）

- a 協働事業への理解度・積極性が認められるか（１０点）
- b 同種または類似業務の実績は十分にあるか（１５点）

イ 業務遂行能力（業務実施の実現性）（５０点）

- a 無理のないスケジュールが組まれているか（１０点）
- b 制作・営業・納品など協働事業を実現する組織体制が整っているか（２０点）
- c 広告募集方法の体制は確立されているか（２０点）

ウ 企画提案の内容（２５点）

- a 創意工夫が図られ、ページ全体の構成が情報を検索しやすくなっているか（１５点）
- b 市にとって有意義な独自提案はされているか（１０点）

（３）選定結果の通知

選定結果は、令和８年１０月２０日（火）以降に全参加者に対し書面により通知する。

8 協定書の締結

協働発行事業者として選定された者は、提案内容の仕様書への反映等について、市と協議を行い、詳細の仕様書を調整のうえ、協働発行事業に関する協定書を締結する。

9 留意事項

- (1) 本募集への参加に係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 各提出期限に遅れた者及び提出書類に虚偽の記載をした者は失格とする。
- (3) 提出された書類は選定結果に関わらず返却しないこととする。
- (4) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

10 問合せ先

摂津市 生活環境部 環境業務課 担当者：大橋

〒566-0035

摂津市鶴野 1 丁目 3 番 1 号

電話：072-634-0210 F A X：072-634-2318

E-mail：kankyou-gyoumu@city.settsu.osaka.jp